

令和4年11月5日(土) 13:00~16:30  
(於:北沢タウンホール)

## 第2部 子どもの権利に関する活動報告

# 子どもの人権擁護機関 「せたがやホッと子どもサポート」について

半田 勝久  
(世田谷区子どもの人権擁護委員)



「せたホッと」マスコットキャラクター  
なちゅ

# せたがやホッと子どもサポートの設置

世田谷区では、平成13年に（2001年）  
「世田谷区子ども条例」をつくりました

## 世田谷区子ども条例が目指す目標

1. 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
2. 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
3. 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

## （相談と擁護）

第15条 区は、子ども自身からの相談や子どもについての相談に対し、すみやかに対応するとともに、必要なときは、擁護するよう努めていきます。

## 平成24年（2012年）条例改正

### せたホッと（せたがやホッと子どもサポート）

子どもの人権を擁護し、救済を図るために設置された、公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関です。子どもの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援を行うとともに、申立て等により、調査・調整を行いながら、子どもの関係機関に対して協力・改善を求めていきます。

世田谷区に在住・在学・在勤している子どもの最善の利益を保障していくことを目指し、子どもに寄り添いながら、子ども自身が本来持っている力を十分に発揮できるよう、問題解決に向けた支援を行います。

「せたホッと」は「世田谷区子ども条例」に位置づけられています。

★受付時間 月～金 午後1時～午後8時  
土 午前10時～午後6時  
(祝日・年末年始をのぞく)

★所在地 〒156-0051  
世田谷区宮坂3-15-15  
世田谷区立子ども・子育て総合センター3階

★電話 0120-810-293（フリーダイヤル）

★FAX 03-3439-6777

# 世田谷区子ども条例における子どもの権利

3

良好な環境の中で、  
学び、遊び、安ら  
ぎのある生活をす  
ることができます

社会に参加し、  
自分の意見を  
自由に言うこと  
ができます


一人ひとりの命を  
大切にする社会  
で生きることがで  
きます

差別や偏見のな  
い社会で生きる  
ことができます

虐待は禁止さ  
れ、被害から  
まもられます

いじめから  
まもられます

自分の権利がまもられていないと感じたら、  
相談することや助けを求めることができます



## 世田谷区子どもの人権擁護機関 (せたがやホッと子どもサポート)の概要

子どもに寄り添い、子どもの立場に立った問題の解決を目指す、公正・中立で独立性と専門性のある第三者からなる子どもの人権擁護機関。

## せたがやホッと子どもサポート委員(子どもサポート委員)の職務

- 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援(\*)をすること。
- 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

\* 子どもの関係機関(学校、子ども家庭支援センター、民生・児童委員(主任児童委員)など)や他の相談機関、地域との連携・協力を図るとともに、相談対応や調査・調整が終了した子どもの見守りなどの支援を必要に応じて行う。

## 通称名「せたホッと」 マスコットキャラクター「なちゅ」

公募の結果、子どもの応募作品が選ばれました。

(1) 通称名 「せたがやホッと子どもサポート」(略称; せたホッと)

中学2年生応募作品

(2) マスコットキャラクター 「なちゅ」

小学6年生応募作品



子どもから信頼される機関に



マスコットキャラクター「なちゅ」



「**せたホッと**」は世田谷区内に住んでいる子どもや、学校や施設などに通っている子どもの権利をまもるところです。子どもは一人ひとりがまもられて大切にされる存在です。  
 困ったとき、つらい・イヤだと感じたときは、「せたホッと」に話してみませんか？

こんなときはおはなしきかせて

秘密は守れぬわれて  
 悲しかったわね。  
 嬉しいよ、話を聞けっかい  
 これねのにおうらね。  
 つらい、イヤだ。  
 英語はきこく  
 とびしいんだ。  
 お母さんがいだよ。  
 昨日から寝も  
 たべてない…。  
 手紙には  
 書きたくない。  
 どうしよう、  
 こもこれなこと  
 誰にも相談できないや。  
 どうしよう…

電話・メール・手紙・FAX・会って

そうだん  
**相談する**  
 子どもの権利をまもるために、  
 おとも相談できます。

もう大丈夫。安心できたよ。

困ったことが出てきたらまた相談してね。  
 あなたが安心できるまで見守ることもできるよ。

ひみつは必ず守ります。

せたホッとにできること

いっしょ かんが  
**一緒に考える**  
 あなたの気持ちや意見を  
 じっくりきくよ。  
 一番よい方法を  
 一緒に考えるよ。

調べる  
**協力してもらおう**  
 まわりのおとなや友達から話をきいたり、  
 協力をお願いすることができるよ。  
 あなたの意見や気持ちを  
 かわりに伝えることもできるよ。

ようせい いけんひりうめい  
**要請・意見表明**  
 もっとよくしていくた  
 めに、関係する機関など  
 に改善要請や意見表明  
 をすることもできるよ。

# 「せたホッと」の子どもへのアプローチ

8

子どもにやさしい環境の整備（電話、メール、手紙、はがき、会って相談など）



子どもが何に苦しんでいるのか、どういう気持ちでいるのか



子どもの現状や気持ちをできる限り子ども本人から丁寧に聴き取る（感じ取る）



現在起きている問題やその解決の糸口について把握



どういった方法で子どもの気持ちを尊重していけばよいのか

本人とともに考えていくことを  
心がけている

子どもからの情報と  
ニーズを最優先

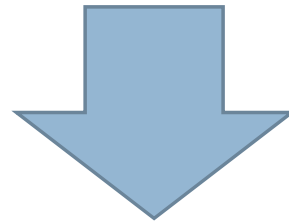


# 「解決主体としての子ども」を中心におくアプローチ

9

子どもの意見の尊重  
子どもの参加

子どもの最善の利益の  
第一次的考慮

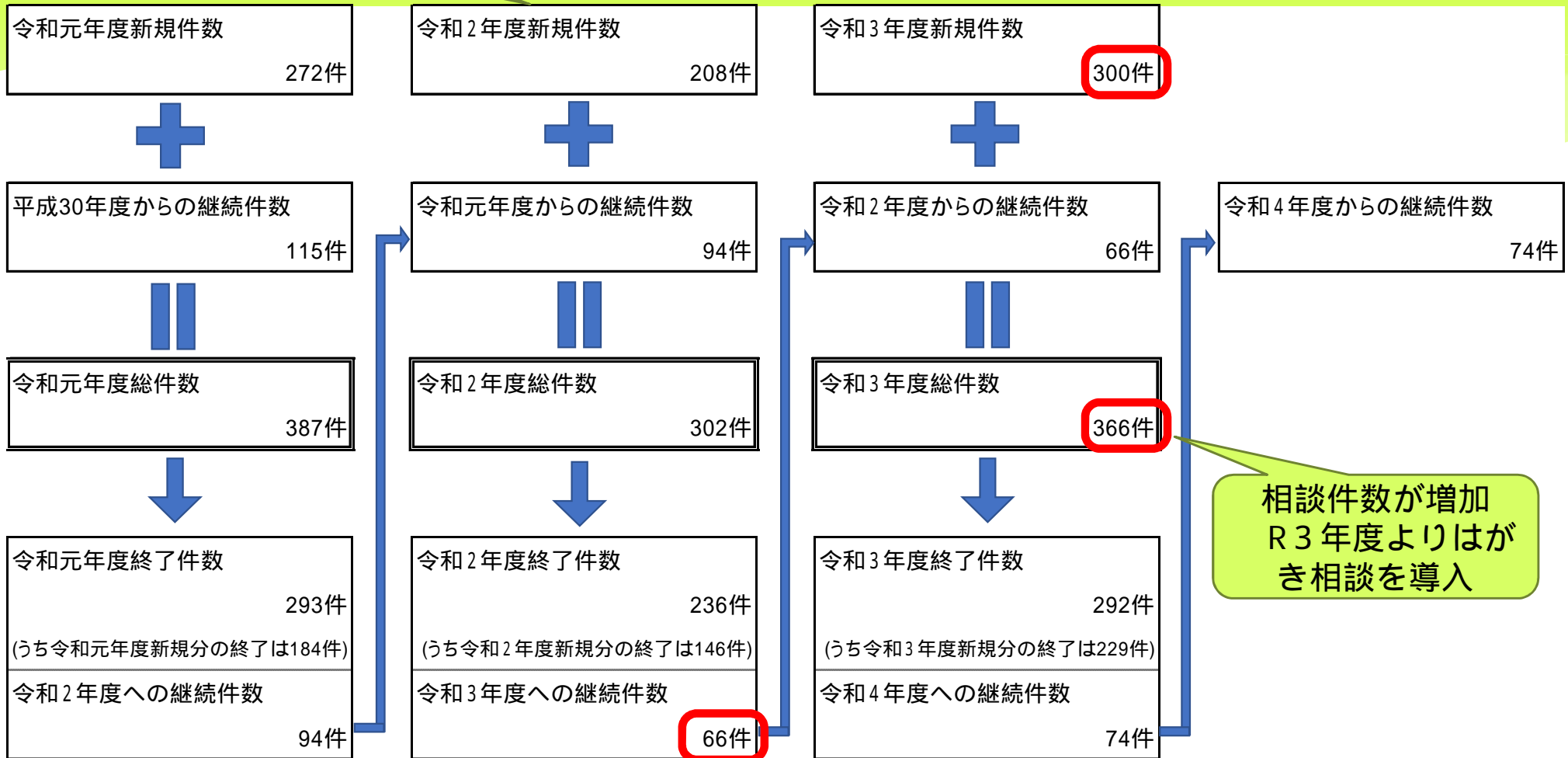


(相談者の子どもが望む場合)  
子どもを取り巻く関係性の再構築  
代弁、支援、調査・調整活動

**相談対応・調整活動状況**  
**(令和3年度活動報告書を中心に)**

コロナ禍の影響  
もあり相談件数  
は減少傾向

# 1. 相談の状況 (p.5)



相談件数が増加  
R3年度よりはが  
き相談を導入

## 2 . 初回の相談方法と件数（新規件数）（p.57）

子どもにやさしい多様な相談方法の整備

	年度	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	29	155(80.7%)	25(13.0%)	10(5.2%)	-	2(1.0%)	0(0.0%)	192(100.0%)
	30	160(77.7%)	40(19.4%)	6(2.9%)	-	0(0.0%)	0(0.0%)	206(100.0%)
	1	126(75.4%)	33(19.8%)	4(2.4%)	-	2(1.2%)	2(1.2%)	167(100.0%)
	2	80(65.6%)	35(28.7%)	7(5.7%)	-	0(0.0%)	0(0.0%)	122(100.0%)
	3	83(42.1%)	31(15.7%)	5(2.5%)	73(37.1%)	3(1.5%)	2(1.0%)	197(100.0%)
おとな	29	106(82.8%)	11(8.6%)	10(7.8%)	-	1(0.8%)	0(0.0%)	128(100.0%)
	30	118(88.1%)	9(6.7%)	6(4.5%)	-	1(0.7%)	0(0.0%)	134(100.0%)
	1	94(89.5%)	8(7.6%)	3(2.9%)	-	0(0.0%)	0(0.0%)	105(100.0%)
	2	79(91.9%)	6(7.0%)	1(1.2%)	-	0(0.0%)	0(0.0%)	86(100.0%)
	3	86(83.5%)	12(11.7%)	4(3.9%)	1(0.9%)	0(0.0%)	0(0.0%)	103(100.0%)
合計	29	261(81.6%)	36(11.3%)	20(6.3%)	-	3(0.9%)	0(0.0%)	320(100.0%)
	30	278(81.8%)	49(14.4%)	12(3.5%)	-	1(0.3%)	0(0.0%)	340(100.0%)
	1	220(80.9%)	41(15.1%)	7(2.6%)	-	2(0.7%)	2(0.7%)	272(100.0%)
	2	159(76.4%)	41(19.7%)	8(3.8%)	-	0(0.0%)	0(0.0%)	208(100.0%)
	3	169(56.3%)	43(14.3%)	9(3.0%)	74(24.7%)	3(1.0%)	2(0.7%)	300(100.0%)

（令和3年度より、はがき相談を開始）

# 「せたホッと」はがき相談 表面

世田谷区子どもの入権保護課

## せたホッと

はがき相談

ひとりでがんばらなくていいんだよ  
あなたからのはがき、待ってるね!  
そのほかに電話、メール、手紙、FAX、  
会っても相談できるよ  
ひみつはまもるから安心してね

フリーダイヤル ホッとにきゅうさい  
**0120-810-293**

FAX **03-3439-6777**

子ども相談メール携帯用  
入力フォーム  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mobile/inquiry/mailform999992.html>

〒156-0051 世田谷区宮坂3-15-15  
子ども・子育て総合センター3階  
せたがやホッと子どもサポート あて

月～金：午後1時～午後8時  
土：午前10時～午後6時  
(日曜・祝日・年末年始をのぞく)

郵便はがき

料金受取人払郵便

千歳局 承認  
**575**

差出有効期間  
2024年5月31日まで  
(切手不要)

(受取人)  
世田谷区宮坂3-15-15  
子ども・子育て総合センター3階

せたがやホッと子どもサポート あて



## せたホッと はがき相談の出し方

- 相談したいことを書く
- 左面のシールをはがす
- 書いたところがかくれるようにはりあわせる
- 「キリトリ」の点線で切り取る
- ポストに出す

切手をはらないで  
だせるよ

困っていることを  
すぐにかいけつしたいとき、  
返事が早くほしいとき、  
はがきを出してから2週間たっても  
返事がこなかったとき、  
そんなときは電話してね!

※このはがきは一度開けると、跡が残ります。

はがきの出し方を図で説明



# 「せたホッと」はがき相談 裏面

記入例があり小学生でも書きやすくなっている

**記入例**

いやだったことや困っていること、「せたホッと」と一緒にかけつけたいことを書いてね。  
返事が早くほしいときは、電話で相談してね。

おともだちからいやなことをいわれた  
「やめた」といっても、やめてもらえない。  
せんせいやおやにもはなしていない。  
じぶんでなんとかしたいんだけど、どうしたらいいかわからない。

「せたホッと」から返事がほしい人はなまえや連絡先をわすれずに書いてね。

「せたホッと」からの返事は？〈○をつけてね〉

手紙がほしい   
  住んでいるところに学校に   
  電話がほしい   
  返事はいらさない

みょうじ **せたほ**    なまえ **なちゅ**  
 学校名 **○▲小学校**    年 **1** 組 **10**  
 住んでいるところ **世田谷区宮坂 3-15-15**  
 電話番号 **0120-810-293**

ここからはがしてください

いやだったことや困っていること、「せたホッと」と一緒にかけつけたいことを書いてね。  
返事が早くほしいときは、電話で相談してね。

「せたホッと」から返事がほしい人はなまえや連絡先をわすれずに書いてね。

「せたホッと」からの返事は？〈○をつけてね〉

手紙がほしい   
  住んでいるところに学校に   
  電話がほしい   
  返事はいらさない

みょうじ    なまえ  
 学校名    年    組  
 住んでいるところ  
 電話番号

## せたホッと?? とは?

せたがやホッと子どもサポート  
困っている子どもを助け子どもの権利をまもる相談機関です。

### こんなときは相談してね

学校で	家庭で	その他にも
<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間はずれやいじめ</li> <li>・友だちとケンカした</li> <li>・先生のこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家でのつらいこと、嫌なこと</li> <li>・家族に話せないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分のこと</li> <li>・悪い事、アルバイトのことなど</li> </ul>

なんでも相談してね!

### 「せたホッと」にできること

**一緒に考える**

あなたの気持ちや意見をじっくりきくよ。  
一番よい方法を一緒に考えるよ。

**調べる、協力してもらう**

まわりのおとなや友だちから話をきいたり、協力をお願いすることができるよ。  
あなたの意見や気持ちをかわりに伝えることもできるよ。

**説明、意見表明**

もっとよくしていくために、関係する機関などに相談したり、意見表明や変更申請や意見表明をすることもできるよ。

**もう大丈夫。安心できたよ。**

困ったらまた相談してね。安心できるまで見守るよ。

シールになっており、相談内容が隠せるようになっている

# ～小学生の対人関係の悩みに関するはがき相談(本人)～

報告書P27 <事例>



いやだったことや困っていること、「せたホツと」と一緒にいかけつしたいことを書いてね。  
返事が早くほしいときは、電話で相談してね。

となりのせきの子が、うるさいし、ちょっとミスしただけでもバカにしていたりして、すごいや。  
いやっていても、やめてくれない。  
かえってるときに、ランドセルをおされたこともあった。  
びっくりしたし、こわかった。

「せたホツと」から返事がほしい人はなまえや連絡先をわすれずに書いてね。

「せたホツと」からの返事は？ <○をつけてね>





## せたホツとのはがき相談

令和3年度に新たな相談ツールとして導入

令和3年度 初回相談方法 74件

スマホを持たない学齢の子どもからの相談多

丁寧な返事の作成

### 配布先

- 区内の公立・国立・私立の全小・中学校
- 児童養護施設
- 児童館
- 図書館等の子どもの関連施設
- 病院等の関係機関

### 配布数

令和3年度 約134,000枚

### 3 . 初回の相談の内訳（新規件数）（p.57）

年度	本人	母親	父親	祖父母	友達	きょうだい	関係機関	その他	合計
29	190 (59.4%)	104 (32.5%)	6 (1.9%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	13 (4.1%)	5 (1.6%)	320 (100.0%)
30	204 (60.0%)	111 (32.6%)	7 (2.1%)	2 (0.6%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	9 (2.6%)	5 (1.5%)	340 (100.0%)
1	165 (60.7%)	89 (32.7%)	7 (2.6%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	4 (1.5%)	3 (1.1%)	272 (100.0%)
2	119 (57.2%)	74 (35.6%)	5 (2.4%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	4 (1.9%)	208 (100.0%)
3	193 (64.3%)	84 (28.0%)	8 (2.7%)	2 (0.7%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	8 (2.7%)	300 (100.0%)

子ども本人からの新規件数は  
毎年約6割

令和3年度は  
子どもからの相談が65.6%  
子どものための相談・救済機関



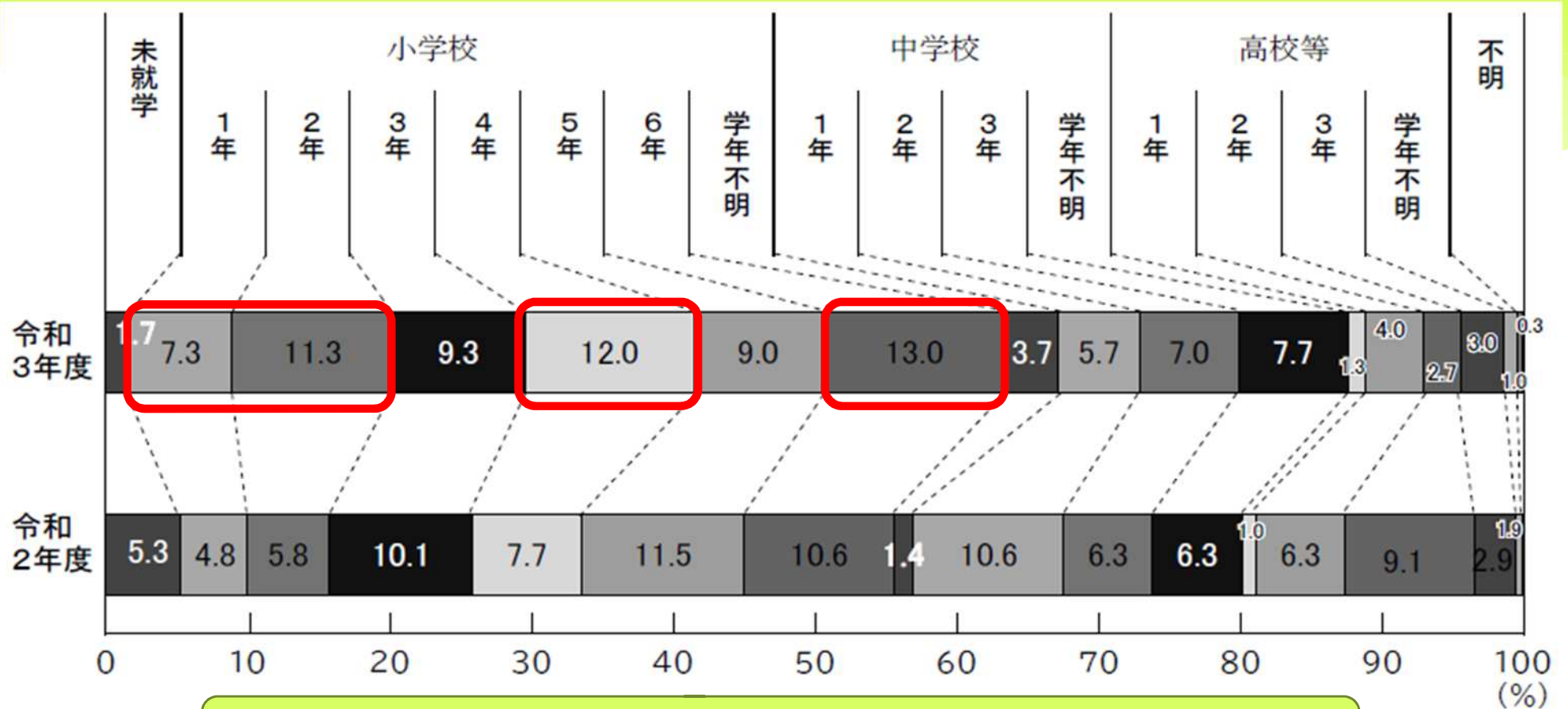
## 4 . 相談対象となる子どもの所属（新規件数）（p. 5 7）

年度	未就学	小学校	中学校	高校	不明	合計
29	13(4.1%)	184(57.5%)	69(21.6%)	54(16.9%)	0(0.0%)	320(100.0%)
30	10(2.9%)	199(58.5%)	88(25.9%)	38(11.2%)	5(1.5%)	340(100.0%)
1	7(2.6%)	165(60.7%)	63(23.2%)	33(12.1%)	4(1.5%)	272(100.0%)
2	11(5.3%)	108(51.9%)	50(24.0%)	39(18.8%)	0(0.0%)	208(100.0%)
3	5(1.7%)	197(65.7%)	65(21.7%)	32(10.7%)	1(0.3%)	300(100.0%)

小学生に関する相談が全体の約6割。R2年度は減少したものの、R3年度よりはがき相談導入により増加



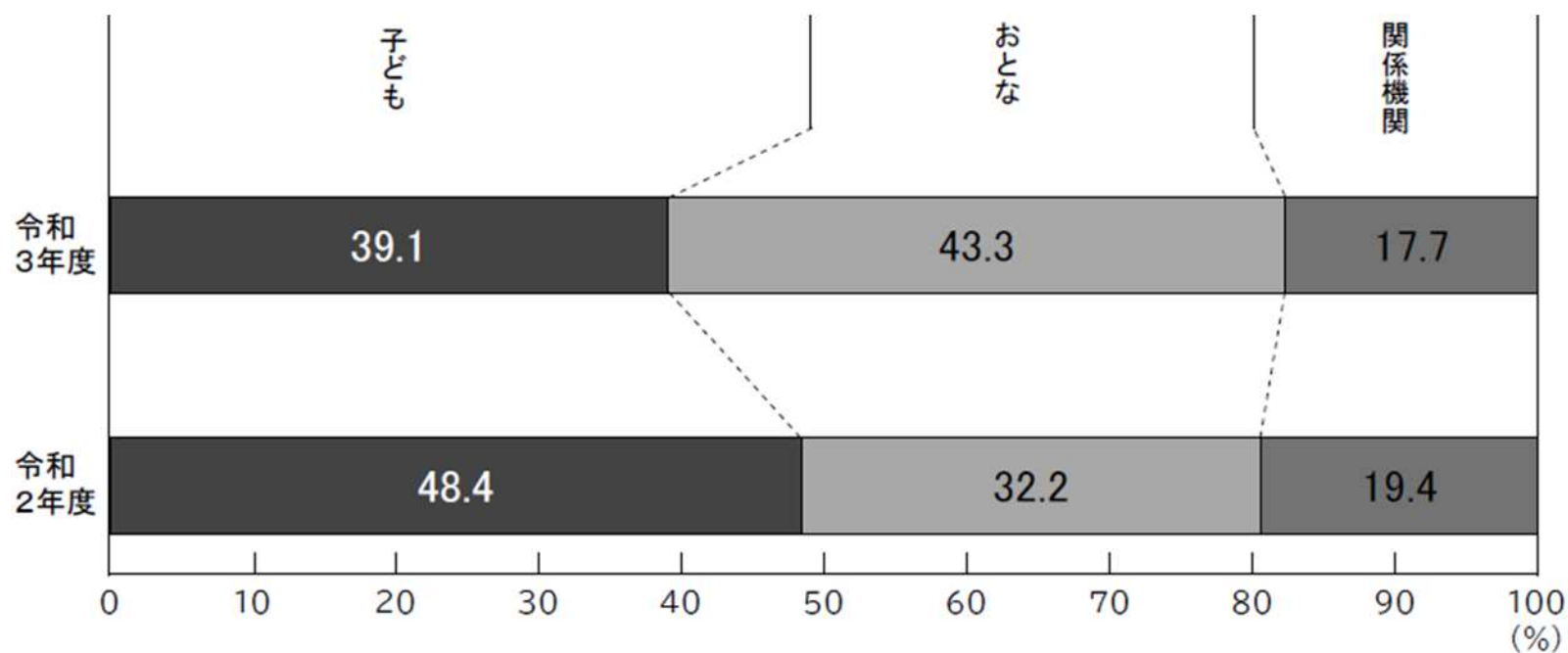
## 5 . 相談対象となる子どもの学年 ( p.10 )



どの学年からの相談もある。令和2年度との比較では、「小学校1年」「小学校2年」「小学校4年」「小学校6年」が主に増加

## 6. 令和3年度委員・専門員の総活動回数（対応先別）（p.14）

子ども	おとな	関係機関	合計
880 (39.1%)	975 (43.3%)	398 (17.7%)	2,253 (100.0%)



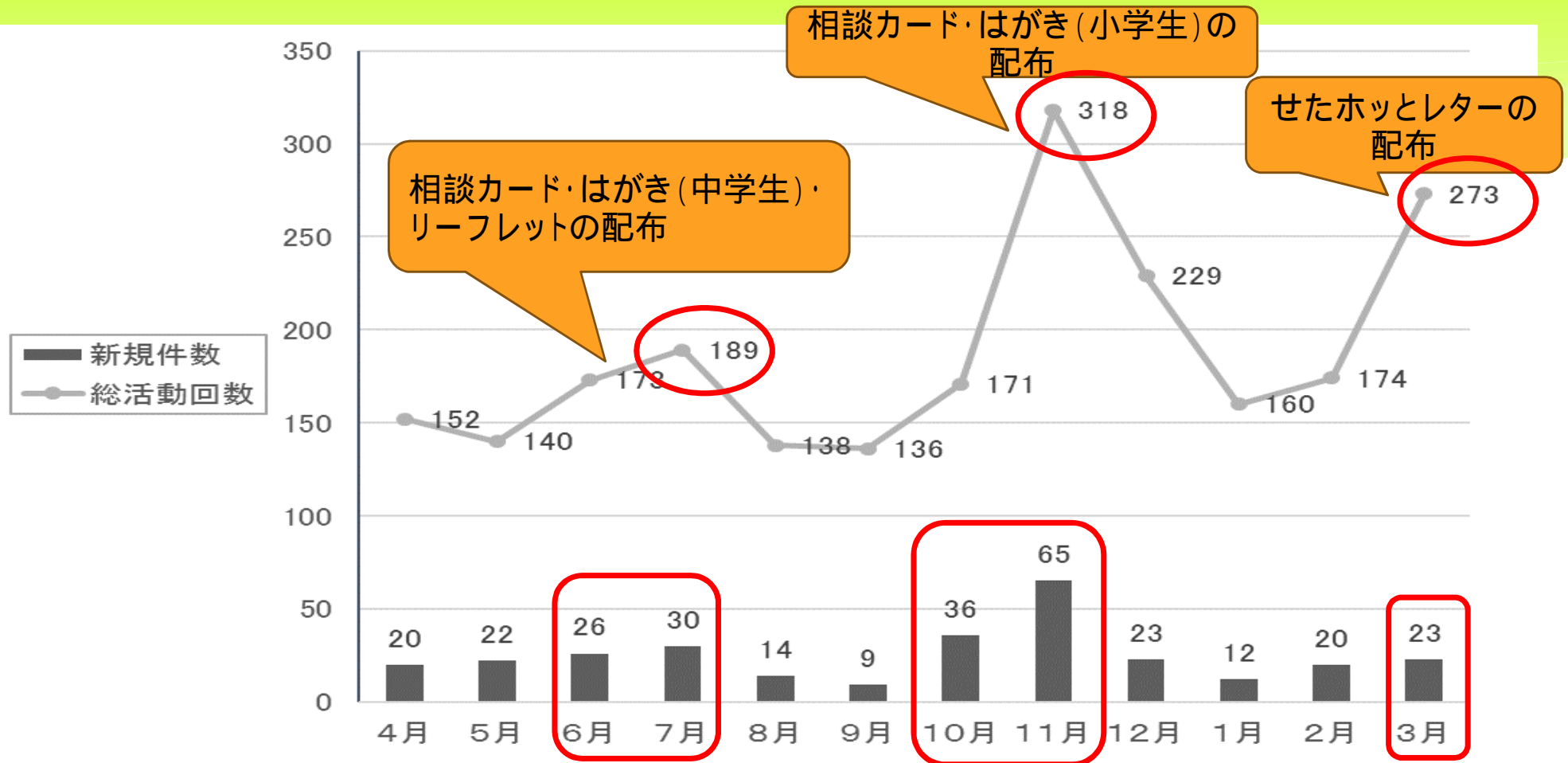
## 7 . 令和3年度延べ相談対応数、活動回数 ( p.6 )



	延べ相談回数			相談者への活動回数			関係機関との活動回数	総活動回数
	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計		
令和3年度	543 (24.1%)	607 (26.9%)	1,150 (51.0%)	337 (15.0%)	368 (16.3%)	705 (31.3%)	398 (17.7%)	2,253 (100.0%)
令和2年度	452 (28.3%)	352 (22.0%)	804 (50.3%)	322 (20.1%)	163 (10.2%)	485 (30.3%)	310 (19.4%)	1,599 (100.0%)

新規相談件数の増加に伴い、  
延べ活動回数、相談者への活動回数、関係機関との活動回数、総活動回数のすべて増加

## 8 . 令和3年度 月別新規件数、総活動回数 ( p.15 )



## 9 . 相談者との相談方法 ( p.11 )

令和 3年度	電話		メール		面接		手紙		FAX		計	合計
	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から	所内 面接	訪問 面接	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から		
子ども	188 (21.4%)	81 (9.2%)	132 (15.0%)	134 (15.2%)	115 (13.1%)	20 (2.3%)	101 (11.5%)	94 (10.7%)	7 (0.8%)	8 (0.9%)	880 (100.0%)	1,855
合計	269		266		135		195		15			
おとな	342 (35.1%)	202 (20.7%)	165 (16.9%)	149 (15.3%)	95 (9.7%)	15 (1.5%)	5 (0.5%)	2 (0.2%)			975 (100.0%)	
合計	544		314		110		7					

- ・ 「面接」の相談が増加
- ・ 「メール」相談の減少

新型コロナウイルスの影響力の低下  
・ 「はがき」相談の効果

令和 2年度	電話		メール		面接		手紙		FAX		計	合計
	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から	所内 面接	訪問 面接	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から		
子ども	169 (21.8%)	56 (7.2%)	229 (29.6%)	242 (31.3%)	54 (7.0%)	22 (2.8%)		2 (0.3%)			774 (100.0%)	1,289
合計	225		471		76		2					
おとな	257 (49.9%)	110 (21.4%)	64 (12.4%)	51 (9.9%)	29 (5.6%)	2 (0.4%)	2 (0.4%)				515 (100.0%)	
合計	367		115		31		2					



# 10 . 相談内容の経過 ( p.58 )

年度	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
29	44 (13.8%)	45 (14.1%)	12 (3.8%)	8 (2.5%)	4 (1.3%)	13 (4.1%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
30	65 (19.1%)	37 (10.9%)	11 (3.2%)	4 (1.2%)	5 (1.5%)	16 (4.7%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)
1	34 (12.5%)	39 (14.3%)	9 (3.3%)	10 (3.7%)	1 (0.4%)	12 (4.4%)	8 (2.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)
2	23 (11.1%)	24 (11.5%)	10 (4.8%)	5 (2.4%)	3 (1.4%)	6 (2.9%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)
3	45 (15.0%)	29 (9.7%)	23 (7.7%)	9 (3.0%)	4 (1.3%)	8 (2.7%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)	3 (1.0%)	1 (0.3%)
年度	対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
29	87 (27.2%)	32 (10.0%)	15 (4.7%)	18 (5.6%)	4 (1.3%)	10 (3.1%)	17 (5.3%)	0 (0.0%)	7 (2.2%)	320 (100.0%)
30	83 (24.4%)	38 (11.2%)	26 (7.6%)	15 (4.4%)	4 (1.2%)	3 (0.9%)	18 (5.3%)	2 (0.6%)	10 (2.9%)	340 (100.0%)
1	76 (27.9%)	26 (9.6%)	16 (5.9%)	5 (1.8%)	2 (0.7%)	6 (2.2%)	16 (5.9%)	3 (1.1%)	8 (2.9%)	272 (100.0%)
2	37 (17.8%)	30 (14.4%)	23 (11.1%)	10 (4.8%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	25 (12.0%)	2 (1.0%)	4 (1.9%)	208 (100.0%)
3	61 (20.3%)	31 (10.3%)	18 (6.0%)	9 (3.0%)	0 (0.0%)	9 (3.0%)	35 (11.7%)	3 (1.0%)	8 (2.7%)	300 (100.0%)

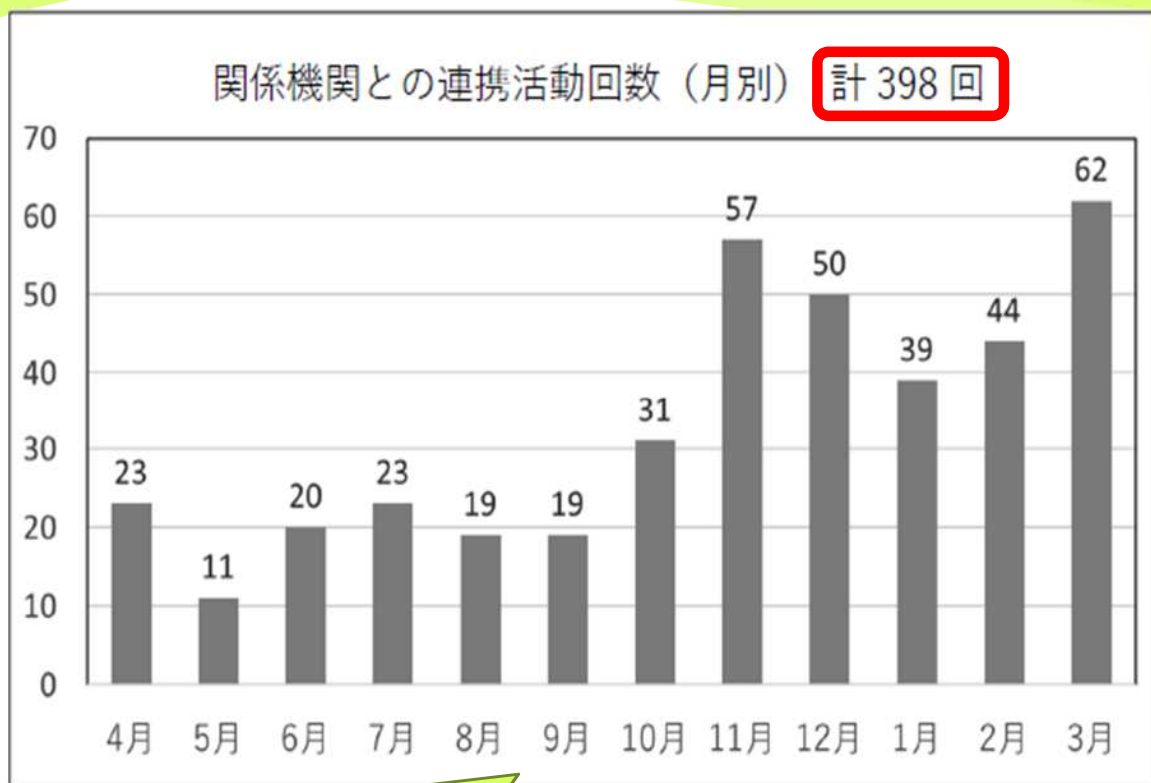
「いじめ」「虐待」の相談増加

「心身の悩み」も件数増加

## 1 1 . 委員が対応した相談内容（新規相談件数）

	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
いじめ	13(18.6%)	23(38.3%)	11(22.9%)	6(14.6%)	13(20.6%)
学校・教職員等の対応	17(24.3%)	11(18.3%)	8(16.7%)	9(22.0%)	10(15.9%)
虐待	8(11.4%)	4(6.7%)	6(12.5%)	6(14.6%)	12(19.0%)
不登校	3(4.3%)	1(1.7%)	2(4.2%)	1(2.4%)	2(3.2%)
行政の対応	2(2.9%)	3(5.0%)	1(2.1%)	2(4.9%)	4(6.3%)
非行・問題行動	7(10.0%)	11(18.3%)	5(10.4%)	6(14.6%)	5(7.9%)
体罰	4(5.7%)		4(8.3%)	1(2.4%)	1(1.6%)
学校事故			1(2.1%)	1(2.4%)	1(1.6%)
対人関係の悩み	5(7.1%)	1(1.7%)	2(4.2%)	3(7.3%)	4(6.3%)
家庭・家族の悩み		2(3.3%)	1(2.1%)	2(4.9%)	2(3.2%)
子育ての悩み		1(1.7%)		1(2.4%)	
学校の悩み		2(3.3%)	1(2.1%)	2(4.9%)	
学習・進路の悩み			1(2.1%)		6(9.5%)
心身の悩み			2(4.2%)		1(1.6%)
性の悩み			1(2.1%)		
その他	2(2.9%)		2(4.2%)	1(2.4%)	2(3.2%)
合計	70(100.0%)	60(100.0%)	48(100.0%)	41(100.0%)	63(100.0%)

## 12. 関係機関との活動回数 (p.33)



関係機関	活動回数
学校	231
世田谷区児童相談所	61
世田谷区教育委員会	46
世田谷区役所関連窓口	17
世田谷区子ども家庭支援センター	15
ほっとスクール	10
希望丘青少年交流センター(アップス)	1
他自治体関係機関	5
その他	12
<b>総計</b>	<b>398回</b>

日常的に様々な関係機関と連携・協力しながら活動している

# コロナ禍における相談の紹介

- **虐待が疑われる相談**:「父親が在宅勤務中で、殴られたり蹴られたりする」「父親がコロナの影響で異動になり、精神的に不安定で、子どもにあたっている」
- **SOSを発している相談**:「コロナで自傷行為が再発した」
- **不登校やひきこもりにかかる相談**:「オンライン授業から登校に切り替わった後、何日かは行けたが学校に行けなくなってしまった」「自粛の影響で引きこもってしまい親子間で会話がなない」
- **学校や習い事・塾の課題にかかる相談**:「オンライン授業になり、課題をするのが難しくなって疲れた」「学校から大量の課題が出ている。子どもたちだけではできず、母親が仕事から帰宅してから課題をやることになってしまう」
- **学校に子どもの様子を見に行ったり、相談に行ったりできないといった相談**:「保護者会や授業参観がコロナでなくなり、学校に様子を見に行くことができない」「コロナの影響でスクールカウンセラーに相談に行けない」
- **子どもの居場所にかかる相談**:「共稼ぎであり、子どもが一人で留守番になる。行政は、そんな子どもの居場所を考えていない」
- **ゲームやインターネットにかかる相談**:「オンラインゲームやSNSにはまっていて、生活習慣が乱れているし、成績も下がっている」「特定のオンラインゲームにはまっているが、ゲーム時間も長すぎるし、暴力的なところがあるから心配である」「スマートフォンを解約すると親から言われて、死にたい」



## せたがやホッと子どもサポート（せたホッと）の主な職務内容と参考事例（相談者の声）

### 個別救済対応

いじめ・体罰・虐待などの権利侵害を取り除くために  
相談調整活動を実施  
（スライド30 参考事例）

#### いじめ相談の子どもの声

みなさん、いじめられていやな気持ちになったことはありますか。そして、ここ、せたホッとに電話してみてください。ここに電話するとどんな悩みがあっても解決してくれます。（中略）ぼくの味方になってアドバイスしてくれたので、心が軽くなりました。（H27）

#### 虐待相談の子どもの声

自分は幼い頃から自分の親から暴力や暴言を受けていました。物心ついた時からのことだったので自分や兄弟はそれが当たり前の親からの「教育」だと思っていました。（中略）色々な面で「せたホッと」には助けをいただいていたことに感謝しています。（H28）

### 相談対応

さまざまな悩みを抱える子どもからの相談対応  
（スライド27 コロナ禍における相談事例）

#### 架空請求に関する相談

携帯電話でツイッターをいじっていたら変なサイトに入ってしまったので登録したつもりないけれど、高額な料金請求のメールがたくさん届くようになってしまった。そのメールに返信をしてしまったことで自宅まで請求に来るのではないかという不安があって相談した。（H26）

#### 心身に関する相談

お腹が痛くなったり緊張したりすることもよくあって、そんな自分にイライラしてしまいます。ご飯もあまり食べたくないし、夜も眠れないです。勉強してもあまりよい点数が取れません。受験までこんなことはなかったので自分でも驚いています。やる気が起きません。（H30）



平成26年度  
世田谷区内の区立学校における通常の学級の特別支援教育について、世田谷区子ども条例第21条第2項の規定に基づき以下の意見を表明。  
一、通常の学級に配置される特別支援教育に関する人的支援として学校包括支援員（学校支援員）、支援要員、区費講師、ボランティアなどの抜本的増員を図ること。  
一、特別支援教育の推進に関わる人的支援制度については体制を整備し、支援を必要とする子どもの教育にあたるすべての学校が利用しやすくすること。  
一、子ども本人や保護者、教職員など特別支援教育の推進に関わる方々が「子どもの最善の利益の実現」の観点からパートナーシップを組み、教育的支援に取り組めるよう仕組みを整備すること。（詳しくはスライド31参照）

世田谷区子ども条例第21条に基づき関係機関に子どもの権利侵害を取り除くための要請や意見を述べる  
要請・意見表明

平成25年7月1日～相談開始  
相談方法：電話・メール・手紙・FAX・面談  
令和3年度～専用はがきによる相談開始

区内学校を経由して、パンフレット・カード等配布  
区内の子ども関連の行事へ参加し、広報啓発  
関係機関の研修会への講師派遣  
関係機関との意見交換  
視察対応（委員・専門員）

世田谷区在住・在学・在勤などの子どもの相談機関であることを周知するための活動を実施  
広報・啓発（スライド32 参考事例）



## 関係機関・地域におけるせたがやホッと子どもサポート（せたホッと）の役割と関係機関の声

### 教育委員会・学校 区長と教育委員会の附属機関としての「せたホッと」

#### いじめ防止等対策連絡会

世田谷区いじめ防止等対策連絡会設置要綱に基づき、設置されている「いじめ防止等対策連絡会」へ委員が出席しています。いじめの防止及び早期発見並へ対処へ関係する機関として参加することで、いじめの現状を把握しつつ「せたホッと」としてのいじめ防止への活動につなげています。

#### 学校関係者の声

児童の特性を考慮した学生ボランティアなど人的支援とともに、児童をめぐる人間関係を、学校と一緒に考え見守る支援が得られたのは大きいです。個別ではなく、担任と児童、学級集団の関係性について相談できました。（レター7号）

### 大学生ボランティア 「せたホッと」の相談対応における学校支援

#### 相談事例（学校関係者）

学校関係者から「子どもの対応について相談したいです。学習の遅れがあり、授業中に教室から出て行ってしまいます。周りの子どもたちに暴力を振るってしまうこともあります」という相談があり、子どもの思いに寄り添える支援要員の配置が可能か学校に検討してもらい本人を支える仕組みを作りました。（H29）

#### 大学生ボランティアの声

今の子どもたちの考えや学校教育の実態など、大学では学べないようなことをたくさん学ばせていただきました。この活動を続けて、将来子どもの現実に寄り添った対応のできる教員を目指していきたいと思います。（レター7号）



マスコットキャラクター  
なちゅ

### 児童相談所・子ども家庭支援センター 要保護児童対策地域協議会の一員としての「せたホッと」

#### 相談事例（児童相談所）

世田谷区内在学、区外在住の子どもから「お父さんから『今すぐ勉強しなさい』『今すぐお風呂に入りなさい』などと言われ、従わないと叩かれる。私が従わないのが悪いんだけど怖くて手の震えが止まりません。助けてください」という相談があり、子どもの話を聞き、居住地の児童相談所で会って話すことになりました。（R2）

#### 子ども家庭支援センター職員の声

子どもである皆さんが、周囲の人たちと協力して、誰もが等しく、自分らしく、安全に安心して毎日を過ごせるよう、子ども家庭支援センターは「せたホッと」の方々と一緒に、皆さんの子どもとしての権利を守っていきます。（レター7号）

### 児童館など 地域の子もたちやおとなたちとの交流

#### 児童館職員の声

児童館まつりで手作りゲームコーナーを担っていただきました。子どもたちにとってより身近な存在であること、地域の大人にも知ってもらう機会になりました。啓発品のなちゅグッズも好評でした。（レター7号）

事例名称	クラブチームでの体罰の改善
自治体名等	世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」（略称：「せたホッと」）
事例区分	個別救済
事例の概要	<p><b>○端緒</b> 「せたホッと」にクラブチームでの暴言、暴力について相談があった。相談者より、相談者が特定できないようにしたいとの希望があったこともあり、自己発意案件とした。</p> <p><b>○調査</b> 全選手に対して、アンケート調査を実施し、その中で特に暴言、暴力について触れているものについて、ヒヤリングを行った。また、指導者からもヒヤリングを行い、事実関係を把握した。現場調査も複数回行った。</p> <p><b>○留意した点</b> ・アンケートでは、暴言、暴力があったことを誘導することがないよう、クラブでの楽しいこと、嫌なこと両方について尋ねる形とした。 ・対象が低学年から高学年にわたったため、低学年用と高学年用の2種類のアンケートを作成し、それぞれの子どもが理解しやすいものになるよう配慮した。</p>
結果	調査の結果、暴言、暴力が認められたため、指導者にその旨説明。指導者との面接を重ねる中で、試合に向けて熱が入っていたのかもしれない、今後保護者、選手と今一度話し合いを持ちたい、とのことだった。最終的に、今後の改善策を記載した書面が提示され、それを選手と保護者に指導者から説明し、納得を得た。
評価・コメント	一般に、クラブチームの運営については、保護者が指導者の暴力を擁護するなど、なかなか表に出にくいという側面が見られることがある。今回のケースでは、そこに踏み込んで調整活動を行うことができた。

### 概念図・写真等

**子どもの友達**のクラブチームの指導が行き過ぎていると思う

複数の子どもと保護者が来所

【子ども】練習中に「クソ」って言われる  
頭を叩かれたり、厳しい指導で泣いちゃう子もいる  
サッカーやチームメイトは好きだけど、コーチが怖い

クラブチームに所属している子どもや保護者の来所を促していただく

【保護者】何か言うと辞めさせられてしまうのではないかとこの指導をよとする保護者もいて話題にしばらく

クラブチームを訪問

○「せたホッと」から  
子どもたちから希望があり、匿名でコーチに子どもたちの気持ちを伝える

【コーチ】保護者と指導方針を共有している  
これまで特段問題はなかった

面接を重ね、指導に熱が入っていたかも…

保護者との話し合いを踏まえた改善策

保護者と話し合いをしたい

暴力や暴言を止めてほしいと強くお願い

概略は活動報告書〈令和2年度〉29頁をご参照ください。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

区HPからDLできます。

せたがやホッと子どもサポート  
活動報告書（令和2年度）

世田谷区子どもの人権擁護機関

<b>事例名称</b>	区立学校における通常の学級の特別支援教育について
<b>自治体名等</b>	世田谷区子どもの人権擁護機関（略称：「せたホッと」）
<b>事例区分</b>	制度改善
<b>事例の概要</b>	<p><b>○意見表明の背景</b></p> <p>就学に際して、障がいのある子どもが通常学級へ通うことを希望するとき、保護者の付き添いが求められることがあり、保護者の事情で付き添いができない場合は、通常学級へ通うことを事実上拒否されることもある。また、発達に課題のある子どもの特性が周囲から理解されず、トラブルが続き、いじめや不登校、さらには学級運営が困難な状況も起き、「せたホッと」においても複数校で関係調整を行ってきた。そこで、そうした状況を踏まえ、自己発意による調査を実施し、「通常学級における特別支援教育に関する意見」を提出した。</p> <p><b>○意見</b></p> <p>区立学校に通うすべての子どもの教育を受ける権利がこれまで以上に保障されるよう、次の意見を表明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一、通常の学級に配置される特別支援教育に関する人的支援として、学校包括支援員（学校支援員）、支援要員、区費講師、ボランティアなどの抜本的増員を図ること。</li> <li>一、特別支援教育の推進に関わる人的支援制度については、体制を整備し、支援を必要とする子どもの教育にあたるすべての学校が利用しやすくすること。</li> <li>一、子ども本人や保護者、教職員など特別支援教育の推進に関わる方々が、「子どもの最善の利益の実現」の観点からパートナーシップを組み、教育的支援に取り組めるよう仕組みを整備すること。</li> </ul>
<b>結果</b>	<p>第1に、教育委員会の迅速な対応により、3校程度に1人配置されていた配慮を要する児童・生徒の支援等を行う学校包括支援員が、当初予定よりも早く世田谷区すべての小・中学校に配置されることとなり、それぞれの学校の事情に応じた支援体制を組むことができるようになった。</p> <p>第2に、大学等との連携体制を構築することにより、すべての学校において必要な人材の確保を可能とし、支援を充実させることにつながる仕組みづくりが求められていることが共有された。</p> <p>第3に、校内の特別支援コーディネーターが中心的役割を担いスクールカウンセラーや養護教諭を含め、さらにはスクールソーシャルワーカーや関係機関等も参加する校内委員会を設けるなど、子どもの最善の利益実現の観点から有機的に連携を組める仕組みを整備することが課題となっていることが共有された。</p>
<b>評価・コメント</b>	意見を表明し、教育委員会事務局や区長部局と対話を深めるなかで課題が共有されることにより、世田谷区のインクルーシブ教育システムを子どもの権利の視点から見直し、推進できるよう後押しする役割を担うことができた。

**概念図・写真等**

意見表明通知書

26世田谷区人権第7号  
平成27年3月30日

世田谷区子どもの人権擁護委員会  
一場 順子  
月田 みづえ  
宇田 勝久

世田谷区内の区立学校における通常の学級の特別支援教育について、世田谷区子ども人権第21条第2項の規定に基づき、以下の意見を表明するの通知します。

**意見**

すべての子どもの教育を受ける権利は、障がいのあるなしにかかわらず保障されなければなりません。障がいのある子ども本人や保護者が通常の学級で学習することを希望するときその希望に応えられるように、また、障がいがあることが周囲から認識されていないものの学習上または生活上の困難のある子ども<sup>1)</sup>が必要に応じた教育的支援を受けられるように、体制を整備することは、喫緊の課題となっています。

世田谷区子どもの人権擁護委員は、区立学校に通うすべての子どもの教育を受ける権利がこれまで以上に保障されるよう、次の意見を表明します。

- 一、通常の学級に配置される特別支援教育に関する人的支援として、学校包括支援員（学校支援員）、支援要員、区費講師、ボランティアなどの抜本的増員を図ること。
- 一、特別支援教育の推進に関わる人的支援制度については、体制を整備し、支援を必要とする子どもの教育にあたるすべての学校が利用しやすくすること。
- 一、子ども本人や保護者、教職員など特別支援教育の推進に関わる方々が、「子どもの最善の利益の実現」の観点からパートナーシップを組み、教育的支援に取り組めるよう仕組みを整備すること。


**意見の理由**

1 特別支援教育の現状

現在、世田谷区が実施している特別支援教育における交流及び共同学習は、障がいのない子を通常の学級に、障がいのある子を特別支援学級（固定学級）に在籍させた上で、交流学級において、双方が交流の機会を確保する取り組みです。この取り組みそのものは文部科学省の指針に沿ったものです。この取り組みに基づき、世田谷区内の学校は、平成26年には、ほぼ半数の区立小・中学校に特別支援学級を設置しています。特別支援学級においては、障がいのある子ども一人ひとりの個別のニーズにあわせて個別指導計画に基づき教育活動を実施していま

1) 中央教育審議会「初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会」『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進』（報告）平成26年7月23日

**せたがやホッと子どもサポート  
活動報告書（平成26年度）**



セトガヤホットサポート

世田谷区子どもの人権擁護機関

**提出先** 世田谷区長、世田谷区教育委員会  
**提出日** 平成27年3月30日  
（内容は活動報告書〈平成26年度〉  
p.21 ~p.25に掲載）区HPからDLできます。

事例名称	子ども・おとな向けの子どもの権利に関する講座
自治体名等	世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」（略称：「せたホッと」）
事例区分	広報・啓発
事例の概要	<p>○「せたホッと」の出前講座</p> <p>「せたホッと」では、出前講座という名称で、小学校・中学校問わず各所で講座を行っている。内容は、依頼のあった学校等と打ち合わせをしながら決めていき、現在まで「いじめ予防授業」や「セーフティ教室」、「家庭での子どもの権利（ヤングケアラー）」といった講座を実施した。子どもを対象としたもの他、保護者や地域住民、関係機関等を対象としたものもしている。</p> <p>○講座の内容（「セーフティ教室」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「せたホッと」ってどんなところ？</li> <li>・権利ってどういうこと？</li> <li>・権利がとられそうになったら（人形を使った劇）</li> <li>・いざという時自分を守るには？（ロールプレイ）</li> <li>・信頼できるおとなを探そう（ワークシートの記入）</li> </ul> <p>○講座の内容（「子どもの権利（ヤングケアラー）」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「あなたはいま幸せですか」</li> <li>・子どもは権利の主体（ヤングケアラーの動画視聴、ワークシートの記入）</li> <li>・子どもだからこそ認められる権利（子どもの権利条約）</li> <li>・やりたいことを自分で決める</li> <li>・「せたホッと」ではどんなことが相談できる？（事例を含んだ「せたホッと」の紹介）</li> </ul>

概念図・写真等

出前講座の様子



ワークシート



結果

毎回、講座の感想を書いてもらっており、講座内容の改善につなげている。また、同じ学校から再度依頼がくることもあり、その時の学校の課題に応じた講座を実施している。

評価・コメント

子ども・おとなへ向けた広報・啓発を行うことにより、「せたホッと」の周知だけでなく相談機関としてのイメージの構築につながっている。講座を実施するにあたり、学校や依頼者との打ち合わせを丁寧に行うことにより、学校の抱える課題解決の一助となり、併せて教職員・関係機関の職員他への「せたホッと」の周知となる。子どもの権利学習は、自分や他者を尊重する気持ちの醸成、さらには子どもの自己実現につながっている。

「せたホッと」の活動を通してみえてきたこと



# 追いつめられる親

34

- 子育て世代は働き世代
  - 労働時間の増加
  - 役割・責任の増加
- 周囲からのプレッシャー
  - 塾や習い事
  - 受験
  - 夫からもお姑さんからも
- 自分へのプレッシャー
  - 私が頑張らないと
  - 私のように
    - になれるように
    - ならないように
- ゆとりがない
  - 精神的ゆとり
  - 経済的ゆとり
  - 時間的ゆとり



# 追いつめられる子ども

35

- 社会の変化
  - 国際社会(英語ができないと)
  - 情報社会(スマホ、タブレット、PC、ゲーム、SNS…)
  - 格差社会(親の経済状況が子どもに与える影響)
- 自分へのプレッシャー
  - 他者との比較(偏差値、順位)
  - いい学校に行かないと…
  - 休みたくても休めない
  - 父母・兄弟のように
    - なれるように
    - ならないように
- 周囲からのプレッシャー
  - 塾や習い事
  - 受験
  - 先生からも
  - 親・兄弟からも爺・婆からも
- ゆとりがない
  - 精神的ゆとり(不安、抑うつ)
  - 経済的ゆとり(頑張らないとサンタも来ない)
  - 時間的ゆとり(忙しい・遊ぶ時間もない・寝る時間も惜しんで)

# 親と子どもとの間のコミュニケーションがうまくいかない

父親はテストが100点でないと認めてくれない。2歳上の兄は成績が優秀で、いつも比べられてつらいです。自分なりに一生懸命勉強しているつもりだけどわかってもらえない。両親の期待に応えられない自分も嫌です。どうしたらいいですか。（平成30年度活動報告書より）



お父さんもお母さんも話は聞いてくれるけど、何をしても『お前がわるい』と言われます。みんな私が嫌いなんだろうと思います。生きている意味が見当たらないです。（平成29年度活動報告書より）



子どもが言うことをきかないとつい怒鳴ってしまい、子どもも同じように私を怒鳴り返してきます。どんどんイライラしてきて、一度始まるとなかなか止めることができません。（平成30年度活動報告書から）



# 言い争い 殴る蹴る 暴言 ネグレクト

進学先について、自分の希望と母の希望が一致しないため家庭内で毎晩のように言い争いになってしまい、どのように折り合いをつければいいのかわかりません。このままでは受験のモチベーションも上がらず学校も休みがちなので、きちんと母と話し合いがしたいのですが、どうしたらいいですか。（平成26年度活動報告書より）



小学校のときに母親から殴る蹴るなどの暴力を受けてしまいました。いまは暴力はなくなったけど、暴言はあって『友だちと遊ぶな』『バカなんだからもっと勉強しろ』と言われました。ご飯も作ってもらえないこともありました。（平成30年度活動報告書より）

\* 虐待が疑われたら、「せたホツと」も通告の義務がある。 子ども家庭支援センター  
児童相談所

相談者 / 本人  
子どもの所属 / 小学生  
相談内容 / 体罰  
主な相談方法 / 電話

# 体罰に関する相談から見えてくる子どもの現状

## 【体罰に関する相談内容】

「先生が怒鳴る。胸ぐらをつかまれたり、物で叩かれた子もいて怖い。校長先生と担任の先生と話し合って、やめるように言ってほしい」という子どもからの相談がありました。

- 教師の教育観・子ども観が子どもに及ぼす影響
- 体罰を受けている子どもの負の影響  
低い自己肯定感、教育を受ける権利の侵害、暴力の連鎖、大人への不信感 他
- 体罰を見ている子どもの心的影響  
叱責されているクラスメイトをみて、怖くて学校に行けなくなる子どもの相談もある。
- 給食指導(残さない、残せないなど)により、不登校になる子どももいる。
- 言葉の暴力、精神的圧力による影響も
- おとなへの不信感から学級崩壊になるケースも

相談者 / 母親  
子どもの所属 / 小学生  
相談内容 / いじめ  
主な相談方法 / 電話・面接

# いじめに関する相談から見えてくる子どもの現状

## 【いじめに関する相談内容】

子どものいじめについて相談したいです。複数の子から心ない言葉を言われるだけでなく、ばい菌扱いもされています。また、普段は悪口を言わない子からも「机触らないで」と言われたり、誰がやったかはわからないけど、本人の筆箱が隠されたりすることもあるようで、本人がつかうそうです。どのように対応したらよいのでしょうか。

- 先生の見えないところで、先生も注意しているが。。
- いじめられた子どもの人権の保護
- いじめをしてしまった子どもが人権侵害行為を改めて、反省し、育つという成長発達権の保障
  - いじめの背景に、子どものストレス、家庭環境、兄弟からの暴力、虐待などがある場合が多い。
  - いじめをしてしまう子どもの現状からの解放や救済がない限り問題は解決しない。  
加害者への厳しい指導や叱責では解決しない場合が多い。
- いじめがクラスで起きたことを受け止め、もう2度といじめを見逃さない、再発を防ぐよう、いじめに向き合うことのできるクラス全体の成長発達権の保障
- 先生やクラスメイトが、クラスで起きたいじめに関して、真剣に考える機会をつくらないと解決につながらない。
- 保護者、教師もいじめ問題に向き合える環境の確保
- いじめられた子どものトラウマやPTSDは、その子どもの人生を左右するだけでなく、家庭の崩壊にもつながりかねない。

相談者 / 本人  
子どもの所属 / 中学生  
相談内容 / 不登校  
主な相談方法 / 電話

# 不登校に関する相談から見えてくる子どもの現状

## 【不登校に関する相談内容】

学校に行きにくいと感じる日が増えてきていて困っています。学校に行きたくない理由は、特に思いつきません。なんとなく周囲の視線が気になったり、言われて ちょっと嫌だなと思うことはいろいろあるけど、いじめみたいなことはないです。あと、学校に行かないと親からいろいろ言われてしまいます。休んでいいと言ってくれることもあるけど、私が「明日は行くから」と言ったのに、当日行けなかったりすると、親はすごく怒ってくるのでつらくなります。やっぱり学校に行った方がいいですよ。

- 学校に行きたくない理由は様々
- 家にいると親に怒られてケンカになってしまう 家にいるのもつらい
- 中学校に行かないと、高校に…、高校に行かないと、大学に…
- 親・子どもともに追いつめられる
- 学校の先生の理解も多様
- 不登校の子どもの居場所の必要性



# 安心できる子どもの居場所はどこ？

41

- 家庭の中で
- 学校の中で
- 地域社会の中で
- SNSやインターネットの中で

思いや気持ちを出し合える場があるか

# 条例に基づく子どもの権利救済活動の意義 ～「せたホッと」の活動から～

# 「せたホッと」の活動と子どもの権利条約の一般原則

「せたホッと」のケース対応において、いつも立ち返って考える原則

- 子どもの権利条約の一般原則
  - 生命・生存・発達の確保(6条)
  - 子どもの最善の利益の第一次的考慮(3条)
  - 子どもの意見の尊重・参加権の保障(12条)
  - いかなる種類の差別の禁止(2条)

# 条例に基づく子どもの権利救済活動の意義

- 1. 子ども自身が安心して相談できる機関として機能
- 2. 子どもの人権を守るワンストップサービスとしての役割を果たしている
  - ▣ 「せたホッと」に相談すれば対応してくれ、適切な機関につないでくれるといった認識が広がってきている
- 3. 子ども支援のための関係機関等のネットワークを形成
  - ▣ 独立した公的第三者機関であるからこそ、学校、教育委員会、担当部署、不登校の子どもの居場所、発達支援センター、児童福祉施設、子ども家庭支援センター、児童相談所、児童館など関係機関等とのネットワーク形成や橋渡しをすることができる

# 条例に基づく子どもの権利救済活動の意義

- 4 . 問題解決に向けた**迅速な対応**につながる
  - 調査権限を持ち、是正等の措置の要請をすることができる「せたホット」が関わることにより、周りの人たちの当該問題への対応を促し、問題解決の糸口を探るとともに、必要な手だてを講ずることにつながる
- 5 . 子どもの権利や権利擁護の**広報・啓発**に貢献
- 6 . **子どもの最善の利益**を最大限考慮するというアプローチの浸透
- 7 . 10年間実績を積むなかで、子どもや保護者、住民、学校、教育委員会、関係機関等からの**信頼の獲得**



制度運営を通じて課題に感じていること

# 課題

- 行政、学校、関係機関、子どもを含む市民からの認知・理解のさらなる浸透
- 子ども自身への子どもの権利についての広報普及、教育機能
- 既存の相談機関との連携による双方の対応力の強化
- 個別案件からみえてきた制度上の課題を改善につなげていくための効果的な手法の検討(対話、意見表明他)
- 子どもの権利のモニタリング(区全体の子ども権利モニタリングまでは)

「せたホッと」の活動から見えてきた  
子どもの現実をもとに世田谷区子ども条例を見直す

# 「せたホッと」の活動から見えてきた 子どもの現実をもとに世田谷区子ども条例を見直す

49

- 世田谷区の子どもの実態を踏まえて
- 世田谷区が目指そうとしているまち像 (Child Friendly City/Community)
- グローバルスタンダードとしての子どもの権利条約
  - 4つの一般原則 (2023年度より施行の「こども基本法」の基本理念にも明記)
  - 子どもの権利カタログ
- 子どもの権利をどう保障するのか
- 子どもの権利の広報普及(子どもの権利学習)
- 子どもの居場所
- 子どもの参加
- 子どもの相談・救済
- 子ども条例に基づく世田谷区の子ども計画の策定、推進
- 子どもの権利の保障状況の検証(子どもの権利のモニタリング) 他

ご清聴ありがとうございました



「せたホッと」マスコットキャラクター  
なちゅ